

議案第 15 号

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市下水道条例の一部を改正する条例

橋本市下水道条例(平成18年橋本市条例第200号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(使用料の算定方法) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるとおりとする。</p>		<p>(使用料の算定方法) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p>	
(1月当たり)		(1月当たり)	
区分	基本料金	基本料金	超過料金
	排除汚水量 10立方メートルまで	金額 1,860円	排除汚水量 1立方メートルにつき
一般排水			
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。		
2～4 略		2～4 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。(経過措置)
- 改正後の第18条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の下水道使用料の額については、なお従前の例による。